

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定について

○認定条件

- (1) 町田市内で事業を営んでいる事業者
　　<法人の場合>本店所在地が町田市内であること。
　　<個人の場合>営業の本拠地が町田市内であること。
- (2) 経済産業大臣の指定業種を営んでいること。

○認定要件

- (1) 国が指定する金融機関（指定金融機関）から借入があり、指定金融機関の借入金残高が、すべての金融機関からの総借入金残高に占める割合の10%以上であること。
- (2) 指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期比で10%以上減少していること。
- (3) すべての金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期と比べて減少していること。

○必要書類

<法人の場合>

- ・認定申請書2枚（様式第7）
- ・借入金残高計算書（指定様式）
- ・履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内）
- ・残高証明書
　　※借入れをしているすべての金融機関の直近（概ね1ヶ月以内）のもの、及び前年同月日のものがが必要です。
- ・許認可証（許認可を必要とする業種の場合）
- ・直近の法人税確定申告書及び決算書
　　※決算書については、表紙、貸借対照表、損益計算書、勘定科目内訳明細書（借入金・支払利子内訳書部分）が必要です。
- ・委任状（金融機関等が代理申請する場合のみ）

<個人の場合>

- ・認定申請書2枚（様式第7）
- ・借入金残高計算書（指定様式）
- ・残高証明書
　　※借入れをしているすべての金融機関の直近（概ね1ヶ月以内）のもの、及び前年同月日のものがが必要です。
- ・許認可証（許認可を必要とする業種の場合）
- ・直近の確定申告書
- ・委任状（金融機関等が代理申請する場合のみ）